二　覚醒剤原料輸出業者　次に掲げる者
イ　（略）
ロ　医薬品医療機器等法第四条第一項の規定により薬局開設の許可を受けている者
ハ　医薬品医療機器等法第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可又は第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可を受けている者
ニ　覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸出することを業とする者
三　覚醒剤原料製造業者　次に掲げる者
イ・ロ　（略）
ハ　覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として製造することを業とする者
四　覚醒剤原料取扱者　次に掲げる者
イ～ハ　（略）
ニ　覚醒剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者
ホ　（略）
五　覚醒剤原料研究者　第一条第二号に掲げる業務に従事する者
（覚醒剤原料輸入業者等の指定申請書）
第十条　法第三十条の五において準用する法第四条第一項又は第二項の規定により覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第八号様式の定めるところによる。
2　前項の申請書には、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者又は覚醒剤原料取扱者が法人の場合にあつては申請者の定款又は寄附行為の写しを、覚醒剤原料研究者にあつては申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。

二　覚せい剤原料輸出業者　次に掲げる者
イ　（略）
ロ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第一項の規定により薬局開設の許可を受けている者
ハ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十六条第一項の規定による店舗販売業の許可又は第三十四条第一項の規定による卸売販売業の許可を受けている者
ニ　覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として輸出することを業とする者
三　覚せい剤原料製造業者　次に掲げる者
イ・ロ　（略）
ハ　覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として製造することを業とする者
四　覚せい剤原料取扱者　次に掲げる者
イ～ハ　（略）
ニ　覚せい剤原料を香料又は試薬その他の化学薬品として譲り渡すことを業とする者
ホ　（略）
五　覚せい剤原料研究者　第一条第二号に掲げる業務に従事する者
（覚せい剤原料輸入業者等の指定申請書）
第十条　法第三十条の五において準用する法第四条第一項又は第二項の規定により覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者の指定を受けようとする者の提出すべき申請書は、別記第八号様式の定めるところによる。
2　前項の申請書には、覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者又は覚せい剤原料取扱者が法人の場合にあつては申請者の定款又は寄附行為の写しを、覚せい剤原料研究者にあつては申請者の履歴書及び研究の計画書を添付しなければならない。

（覚醒剤原料輸入業者等の指定証）
第十一条　法第三十条の五において準用する法第五条第一項の規定により覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者、覚醒剤原料取扱者又は覚醒剤原料研究者に交付する指定証は、別記第九号様式の定めるところによる。
（携帯輸入又は携帯輸出の許可申請）
第十二条　法第三十条の六第一項ただし書又は第三項ただし書の規定による医薬品である覚醒剤原料の携帯輸入又は携帯輸出の許可は、地方厚生局長に、別記第十号様式に定める申請書を提出することによつて行わなければならない。
2　前項の申請書には、疾病名、治療経過及び医薬品である覚醒剤原料の施用を必要とする旨を記載した医師の診断書を添付しなければならない。
（覚醒剤原料の輸入及び輸出の許可申請書）
第十三条　法第三十条の六第四項の規定により覚醒剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとする覚醒剤原料輸入業者又は覚醒剤原料輸出業者の提出すべき申請書は、別記第十一号様式の定めるところによる。
（譲渡しの許可申請）
第十四条　法第三十条の九第一項第七号の規定による覚醒剤原料の譲渡しの許可は、地方厚生局長に、別記第十二号様式に定める申請書を提出することによつて行わなければならない。
2　法第三十条の九第一項第七号の厚生労働省令で定める場合は、法第三十条の七第六号又は第七号に規定する者が、厚生労働大臣の許可を受けて、次の各号のいずれかに該当する覚醒剤原料を同条第一号又は第三号から第五号までに規定する者に譲り渡す場合及び医薬品である覚醒剤原料を患者の試験検査のために同条第五号に規定する者に譲り渡す場合とする。
一　全部又は一部が不潔な物質又は変質若しくは変敗した物質から成つているもの

（覚せい剤原料輸入業者等の指定証）
第十一条　法第三十条の五において準用する法第五条第一項の規定により覚せい剤原料輸入業者、覚せい剤原料輸出業者、覚せい剤原料製造業者、覚せい剤原料取扱者又は覚せい剤原料研究者に交付する指定証は、別記第九号様式の定めるところによる。
（新設）

（覚せい剤原料の輸入及び輸出の許可申請書）
第十二条　法第三十条の六第三項の規定により覚せい剤原料の輸入又は輸出の許可を受けようとする覚せい剤原料輸入業者又は覚せい剤原料輸出業者の提出すべき申請書は、別記第十号様式の定めるところによる。
（新設）